

武蔵村山市飼い主のいない猫用捕獲器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市の区域内に生息する特定の飼い主がいない猫に不妊又は去勢の手術を行う目的で飼い主のいない猫を捕獲する必要がある場合における捕獲のための器具（以下「捕獲器」という。）の貸出等について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 捕獲器の貸出しを受けることができる者（以下「借受者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、満20歳以上の者、又は市内に所在する建物、田畑、林等の所有者又は管理者であること。
- (2) 市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる予定があること。
- (3) 捕獲器の設置に関して、土地所有者等との合意ができていないこと。
ただし、自己の所有する土地等に捕獲器を設置する場合は、この限りでない。
- (4) 自己の責任で捕獲器の管理、餌の入れ替え等ができること。

(貸出期間)

第3条 捕獲器の貸出期間は、捕獲器の貸し出しを受けた日から、原則14日以内とする。ただし、当該期間の末日が、武蔵村山市の休日に関する条例（平成3年9月24日条例29号）第1条に規定する武蔵村山市の休日にあたる時は、その日後の休日を除く直近の日を貸出期間の期日とする。

(貸出の申請)

第4条 借受者は、武蔵村山市飼い主のいない猫用捕獲器借用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、捕獲器を貸し出すものとする。

(費用負担等)

第5条 捕獲器の貸出しに係る費用は、無料とする。ただし、捕獲器の運搬等にかかる費用及び管理等は、借受者の負担とする。

(遵守事項等)

第6条 借受者は、第1条に規定する目的以外に捕獲器を使用し、又はその使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は改造してはならない。

- 2 借受者は、捕獲器の使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。
- 3 貸出期間中の捕獲器の維持管理は、借受者の責任において行わなければならない。

(捕獲器の返却等)

第7条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定にかかわらず、捕獲器の返却を求めることができる。

- (1) 虚偽その他の不正手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- (2) この要領の規定に違反したとき。
- 2 借受者は、使用した捕獲器を洗浄し、返却しなければならない。
- 3 借受者は、捕獲器の返却をするときは、使用状況等を武蔵村山市飼い主のいない猫用捕獲器使用報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第8条 借受者は、捕獲器を破損し、汚損し、若しくは紛失し、又はその形状を変更したときは、借受者の負担において原形に復し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年9月4日より施行する。